

○更新時講習に関する規程

昭和47年8月8日

公安委員会規程第5号

改正 昭和50年4月1日公安委員会規程第1号 昭和57年9月6日公安委員会規程第2号

昭和62年6月1日公安委員会規程第1号	平成元年2月28日公安委員会規程第2号
平成2年8月1日公安委員会規程第2号	平成4年11月9日公安委員会規程第7号
平成6年5月9日公安委員会規程第10号	平成8年8月30日公安委員会規程第2号
平成11年3月23日公安委員会規程第3号	平成11年10月25日公安委員会規程第4号
平成13年6月21日公安委員会規程第5号	平成14年5月24日公安委員会規程第7号
平成18年3月7日公安委員会規程第3号	平成21年5月21日公安委員会規程第8号
平成21年10月16日公安委員会規程第11号	平成25年11月15日公安委員会規程第6号
平成26年5月29日公安委員会規程第5号	平成27年5月29日公安委員会規程第5号
令和3年3月5日公安委員会規程第2号	令和4年9月27日公安委員会規程第10号
令和7年3月19日公安委員会規程第3号	

免許証の更新を受けようとする者に対する講習に関する規程を次のように定める。

免許証の更新を受けようとする者に対する講習に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号の規程による免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習（以下「講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施)

第2条 講習は、次のいずれかの方法により岡山県警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。ただし、法第108条の2第3項の規定により、公安委員会が他の者に委託したときは、この限りでない。

(1) 対面講習

講習指導員が岡山県運転免許センター、倉敷運転免許更新センター、津山運転免許更新センター、警察署その他の警察施設又は講習に適した環境の施設において定時集合方式により受講者の対面で行う講習

(2) オンライン講習

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第11項第3号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行う講習
（講習用教材）

第3条 府令第38条第11項第1号の表の第三欄に規定する「教本、視聴覚教材等必要な教材」は、最近の道路交通法令の内容を明示し、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする教本、県内の交通実態等を内容とする地方版資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材とする。

（対面講習の実施基準）

第4条 対面講習は、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習に区分し、それぞれ別表に掲げる基準により、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて実施するものとする。

2 優良運転者講習は、法第95条の6第1項に規定する優良運転者に対し実施する。

3 一般運転者講習は、次の各号のいずれかに該当する者に対し実施する。

（1） 法第95条の6第1項に規定する一般運転者

（2） 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第11項第1号ただし書に該当する者のうち、一般運転者講習の受講を希望するもの

4 違反運転者講習は、次の各号いずれかに該当する者に対し実施する。

（1） 法第95条の6第1項に規定する違反運転者等のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の7第2項の基準に該当するもの

（2） 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第5条第2項の基準に該当する者

5 初回更新者講習は、法第95条の6第1項に規定する違反運転者等のうち、第3項第2号及び第4項各号に該当しないものに対し実施する。

（対面講習の受講期間）

第5条 対面講習の受講期間は、以下のとおりとする。

（1） 更新申請者

更新申請書の提出日から更新された免許証の交付又は更新された免許情報記録の書換えを受けた日までの間とする。

（2） 特定失効者及び特定取消処分者

免許申請書を提出した日前1年以内とし、免許申請書を提出した日に講習を受けるこ

とは差し支えないこととする。

(講習指導員)

第6条 講習指導員は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 普通自動車を運転することができる免許を現に有し、かつ、当該自動車の運転経験が2年以上あること。
- (2) 人格に優れ、知識、経験、教育能力等を有すると認められること。

(対面講習の委託)

第7条 公安委員会が、対面講習の委託をする場合は次の各号に定める要件を備えているものに委託するものとする。

- (1) 前条の規定による講習指導員として公安委員会が講習指導員として承認したものが置かれていること又は置くことができると認められること。
- (2) 対面講習を行うために必要な施設及び教材を調達できること。

(講習指導員の承認)

第8条 前条第1号に規定する講習指導員の承認を受けようとする者は、講習の委託を受けた者(委託を受けようとする者を含む。)を経由して講習指導員承認申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の申請を受理したときは、審査を行うものとする。
- 3 審査の方法及び基準は、本部長が別に定める。
- 4 公安委員会は、審査に合格した者に対して講習指導員承認書(様式第2号)を交付するものとする。
- 5 公安委員会は、受講者数の増加その他の事由により、講習の実施に支障を生ずるおそれがあるときは、必要に応じ、適当と認めた者を講習に従事させることができる。

(報告)

第9条 公安委員会の委託を受け講習を行う者は、講習の実施に関して、更新時講習実施結果報告(様式第3号)により公安委員会に報告しなければならない。

(講習委託の解除)

第10条 公安委員会は、次の各号に該当する場合は講習の委託を解除するものとする。

- (1) 講習の委託を受けた者が、第7条の委託条件に違反したとき。
- (2) 公安委員会において、委託の必要がないと認められる事情が生じたとき。

(指導監督)

第11条 公安委員会は、第7条の規定により対面講習を委託した場合は、委託要件の遵守

状況等について、常時監督するとともに、必要な報告を求め、講習内容等について適宜指導と助言を行うものとする。

(オンライン講習の実施基準)

第12条 オンライン講習は、優良運転者講習及び一般運転者講習に区分し、それぞれ別表に掲げる基準により、警察庁が整備するオンライン講習を実施するためのシステム（以下「オンライン講習システム」という。）を用いて実施するものとする。

2 優良運転者講習は、法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者であって、法第95条の6第1項に規定する優良運転者に該当するものに対し実施する。

3 一般運転者講習は、次の各号のいずれかに該当する者に対し実施する。

(1) 法第101条第6項の規定により運転免許証等の更新を受けようとする者であって、法第95条の6第1項に規定する一般運転者に該当するもの

(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第11項第1号ただし書に該当する者のうち、一般運転者講習の受講を希望するもの

(オンライン講習の受講期間)

第13条 オンライン講習の受講期間は、法第101条第1項に規定する更新期間とする。

(オンライン講習の受講者の確認)

第14条 オンライン講習システムにより受講者が本人であるか等が確認ができなかった場合には、当該確認は受講者が更新手続等を行う際に職員が行うものとする。

(文書の保存)

第15条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
講習指導員承認申請書	運転免許課	3年
更新時講習実施結果報告	運転免許課	3年

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月6日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月1日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 28 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成元年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 2 年 8 月 1 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 11 月 9 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 9 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 23 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 25 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 24 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 15 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和３年３月５日公安委員会規程第２号）

（施行期日）

１ この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和４年９月２７日公安委員会規程第１０号）

この規程は、令和５年１月４日から施行する。

附 則（令和７年３月１９日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和７年３月２４日から施行する。

別表（第４条関係）

１ 優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習時間
１ 道路交通の現状と交通事故の実態	(１) 地域における車社会の実態 (２) 交通事故の特徴	10分
２ 運転者の心構えと義務	(１) 交通事故の悲惨さ (２) 無事故無違反の奨励 (３) シートベルト、ヘルメットの着用 (４) 交通事故を起こした加害者の責任 (５) 交通事故を起こした運転者の義務 (６) 負傷者の救護処置	10分
３ 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識	10分
講習時間合計		30分

２ 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習時間
１ 道路交通の現状と交通事故の実態	(１) 地域における車社会の実態 (２) 交通事故の特徴	10分
２ 運転者の心構えと義務	(１) 交通事故の悲惨さ (２) 安全運転の心構え (３) シートベルト、ヘルメットの着用	10分

	(4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通 法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等	20分
4 運転適性についての 診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	20分
講習時間合計		60分

3 違反運転者講習

講習科目	講習細目	講習時間
1 道路交通の現状と交 通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10分
2 運転者の心構えと義 務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護処置	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通 法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40分
4 運転適性についての 診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と 指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と 指導 (4) 実車による診断と指導	60分
講習合計時間		120分

備考 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施するものとする。

4 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護処置	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60分
講習合計時間		120分

備考 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施するものとする。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年

岡山県公安委員会 殿

申請者（講習の委託を受けた者）

講習指導員承認申請書

下記の者を更新時講習の講習指導員として従事させたいので承認方申請します。

記

氏 名 生年月日	
本 籍	
住 所	
勤務させようとする講習実施場所	
安全運転講習に関する経歴の概要	
備 考	

様式第 2 号（第 9 条関係）

講 習 指 導 員 承 認 書

氏 名

生年月日

上記の者を更新時講習に関する規程第 9 条に規定する講習指導員と承認する。

年 月 日

岡 山 県 公 安 委 員 会

様式第3号（第10条関係）

年

岡山県公安委員会 殿

実施者所属
氏 名

更新時講習実施結果報告

みだしの講習を実施した結果を下記のとおり報告します。
記

1 実施日

年 月 日 （ 曜日）

2 実施場所（(1)から(4)までのいずれかの番号を丸で囲む。）

- (1) 岡山県運転免許センター
- (2) 倉敷運転免許更新センター
- (3) 津山運転免許更新センター
- (4) 警察署（ 警察署）

3 実施結果

		優良 運転者講習	一般 運転者講習	違反 運転者講習	初更
実施回数		回	回	回	
講習 終了 者	更新者	人	人	人	
	特定失効者	人	人	人	
	特定取消処分者	人	人	人	
	合計	人	人	人	

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）